

意見書

平成24年7月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年6月26日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【別紙】

弊社は、関西地域において自ら敷設した光ファイバ設備を活用し、インターネット接続をはじめ、IP電話・TV放送といった各種サービスを提供してまいりました。関西地域が、全国平均と比べてブロードバンド世帯普及率が高く推移しているのは、弊社を含む各事業者が公正な競争環境の下、設備競争・サービス競争を繰り広げてきた成果であると自負しております。

光ファイバ接続料については、弊社はこれまで、設備事業者として、次の点を主張してまいりました。

- サービス価格の水準は、設備競争・サービス競争の進展の結果として決まるものであり、特に設備事業者においては、過去からの価格水準の推移と将来のユーザ動向を予測しながら、投資リスクを勘案し、サービス価格を決定する事業活動を日々継続しております。
- そのような状況の中で、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な競争環境を歪めるものと考えております。

よって、エントリメニューの実施にあたっては、これまで自ら投資リスクを負ってきた設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう、十分配慮いただくことを要望いたします。